公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第１０６号
群馬県太田市新田赤堀町481番地７
債務者　**吉**岡　哲哉
1　決定年月日時　平成27年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月24日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第１０７号
群馬県太田市新田赤堀町481番地７
債務者　**吉**岡クリ江
1　決定年月日時　平成27年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月24日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第２６６７号
大阪市住吉区千躰１丁目４番15号　勝田ビルディング３号館　１Ｈ号
債務者　南郷　康男
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荻野　数馬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６８１号
大阪市阿倍野区美章園３丁目４番17号　アメニティー美章園３－Ｂ、前住所大阪市東住吉区桑津３丁目９番６号
債務者　小川　和子
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石橋　志乃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月14日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７０４号
大阪市住吉区南住吉２丁目２番26号　ハイム南住吉　202号
債務者　武藤　　洋
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７０６号
大阪府豊中市北条町２丁目４番１－509号
債務者　平山　善彦
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾田　智史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７６３号
大阪市住吉区清水丘２丁目27番28号
債務者　志村　友朗
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩本　文男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２９号
広島市中区吉島西３丁目１番１－103号
債務者　大濱　満幸
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　住田　　稔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２１４号
福岡市東区松香台２丁目６番11－305号
債務者　田中　一久
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊谷　善昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３７３２号
大阪府寝屋川市明徳１丁目３番36－402号
債務者　岩本　　徹
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　軸丸　欣哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７３９号
大阪市西淀川区御幣島２丁目６番30号
債務者　窪田　行**徳**
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福本　洋一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７６４号
大阪市淀川区宮原１丁目19番８－Ｂ707号
債務者　近藤　　亮
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河合　基裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３７０号
横浜市瀬谷区五貫目町10番地１　マークスプリングス・メゾンＢ　312号
債務者　西原玉花こと　金　　玉花
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田口　裕樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月７日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７２号
長崎県西彼杵郡時津町久留里郷376番地50
債務者　大塚　重光
1　決定年月日時　平成27年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青野　　悠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２４号
山形市飯田西３丁目２番１－405号　市営飯田アパートＡ、前住所山形市若葉町７番30号コーポいがらし203号
債務者　佐藤　愛子
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　及川　善大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８９３号
さいたま市緑区馬場２丁目５番地18　グランパレス弐番館101号
債務者　永井トシ子
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　　浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係